

# 案

## 令和8年～10年度 那覇・南風原クリーンセンター消防用設備

### 保守点検業務委託（長期継続契約）契約書

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、**令和8年～10年度 那覇・南風原クリーンセンター消防用設備保守点検業務**（以下「保守点検業務」という。）について、次のとおり契約書を締結する。

#### （保守点検業務の委託）

第1条 甲は保守点検業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

#### （保守点検業務の内容）

第2条 乙は、法令規則等で定めた基準及びこの契約書並びに「**令和8年～10年度 那覇・南風原クリーンセンター消防用設備保守点検業務委託（長期継続契約）仕様書**」で定めた内容に基づき、保守点検業務を実施しなければならない。

#### （委託期間）

第3条 本契約の委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

#### （業務委託料）

第4条 委託料は、年額〇〇〇円（うち消費税額〇〇円）とする。

#### （内訳）

令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）〇〇〇円（消費税込み）

令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）〇〇〇円（消費税込み）

令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日）〇〇〇円（消費税込み）

#### （委託料の支払い）

第5条 乙は、委託料については、別表「料金表」のとおり分割して請求するものとする。但し、分割した金額に端数が生じた場合は、初回請求分に端数を加えることとする。

2 乙は、業務を実施したときは、速やかに業務ごとに業務完了報告書と請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙の正当な請求があった日から30日以内に乙に支払うものとする。

#### （異常時の処置）

第6条 乙は、保守点検業務の対象に異常が生じたときは、ただちに適切な処置を行わなければならない。

#### （報告及び検査）

第7条 乙は、定期保守点検業務または異常時の処置等を行った後、速やかに甲に対し、報告書を提出するものとする。

2 前項の報告後に甲が行う検査の結果、不合格となり補正を命じられた場合、乙は速やかに補正を行い、補正後は補正完了の報告を行い、甲の再検査を受けるものとする。

(損害賠償)

第8条 保守点検業務に関し、乙の過失により甲または第三者に損害が生じた場合は、乙は、甲または第三者に対し、速やかにその損害の賠償を行うものとする。

(検査の立会)

第9条 乙は、甲が必要とする保守点検業務の対象に関する検査に立ち会い、検査員への説明を行わなければならない。

(下請けの禁止)

第10条 乙は、保守点検業務を他に行わせず自ら行うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行しないとき。
- (2) 乙が不誠実なとき。
- (3) 乙がこの契約の定めに従わないとき。
- (4) 保守点検業務の対象が、甲乙の過失によらずに使用不能となったとき。

2 乙からの契約解除の申し出並びに前項第1号及び第2号により契約を解除する場合は違約金として契約金額の100分の10の金額を甲の指定する日までに支払うものとする。

3 第1項から第2項の規定により甲がこの契約を解除しても、乙は甲に対して損害及び異議の申し立てをすることができない。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第12条 この契約は、那覇市・南風原町環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成22年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号）第2条第1項第2号の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結日が属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 乙が、前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(裁判管轄)

第13条 この契約に関する訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

(協議)

第14条 この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき、またはこの契約

書に定めている事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和8年〇〇月〇〇日

甲 南風原町字新川650番地  
那霸市・南風原町環境施設組合  
管理者 知念 覚

乙 〇〇〇〇〇

(別表)

那覇・南風原クリーンセンター消防用設備保守点検業務

## 料金表

## 1. 機器点検料

項目	金額	税額	合計額
(A 1) : 機器点検料			
(B 1) : 保守料 = (A 1) × 10%			
機器点検料請求額 : (A 1) - (B 1)			

## 2. 機器・総合点検料

項目	金額	税額	合計額
(A 2) : 機器・総合点検料			
(B 2) : 保守料 = (A 2) × 10%			
機器・総合点検料請求額 : (A 2) - (B 2)			

## 3. 保守料（委託完了時支払）

項目	金額	税額	合計額
(B 1) : 保守料			
(B 2) : 保守料			
保守料請求額 : (B 1) + (B 2)			